

令和5年度水産都市活力強化対策支援事業の募集

県では、水産都市の経済の活性化に資するため、県内水産関係団体等が行う水産物の水揚強化対策等に要する経費について、その一部を補助します。

● ご利用いただける団体

- (1) 卸売市場法第13条第1項の認定を受けた地方卸売市場の開設者が許可する水産物を取扱う卸売業者又はそれらを主たる構成員とする団体
- (2) 知事が特に認めた団体（魚市場の水揚強化に資する取組を行う団体に限る）

● 事業申請の流れ

所在地を所轄する県地方振興事務所に必要書類を提出してください。申請内容を審査の上、随時交付決定を行う予定です。

※提出された書類について、必要に応じて申請内容について問合せを行うことがあります。

● 補助対象事業の種目等について

| 事業種目 | 事業の内容 |
|---|--|
| 1 魚市場の運営体制の強化 ・補助率：1/2 以内 ・補助上限額：1,000千円 | 1 魚市場における業務改善等を目的とした運営体制強化の推進 （例）外部専門家を招いた魚市場の業務改善に関する継続的な取組（カイゼンの取組、入札情報等のICT化等） |
| 2 魚市場の水揚、衛生管理体制の強化 ・補助率：1/2 以内 ・補助上限額：1,000千円 | 1 魚市場における水産物安定供給、水産加工原魚確保のための水揚強化対策の推進 （例）漁船誘致活動 2 魚市場における衛生管理体制の強化 （例）優良衛生品質管理市場・漁港認定取得に要する費用 ※新規認定のみを対象とし、更新に係る手数料は対象外 |

※補助上限額は単年度において1事業実施主体当たり全ての事業種目の合計で1,000千円となります。

● 補助対象経費の内容

| 事業種目 | 補助対象経費 |
|---------------------|---|
| 1 魚市場の運営体制の強化 | 報償費：外部専門家等の指導への謝金 旅 費：交通費、宿泊費 |
| 2 魚市場の水揚げ、衛生管理体制の強化 | 庁 費：会議費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、雑役務費、 衛生管理体制の各種認定に関する費用、備品レンタル使用料 委託費：コンサルティング委託費 その他：事業実施に必要と認められる経費 |

※新幹線のグリーン車・航空機のビジネスクラス等の付加料金、食事代(宿泊時含む)、キャンセル料等は、補助対象外です。また、各支出に係る金融機関等への振込手数料も対象外です。

● 応募に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書(別記様式第1号)
- (2) 事業計画書(別記様式第1号-別紙1)
 - 事業実施主体の概要、事業実施者、事業実施計画の概要
 - 添付書類：事業実施主体の概要が分かる資料(直近の総会資料、定款の写し等)
 - 暴力団排除に関する誓約書(別紙3)
 - 納税証明書(税目：全ての税目)

● 補助金申請書類の提出先

所在地を所轄する下記の県地方振興事務所に必要書類を提出してください。(※郵送も可)

- (1) 仙台地方振興事務所 水産漁港部 漁業調整班 【電話 022 (366) 1231】
塩釜市新浜町一丁目 9-1
- (2) 東部地方振興事務所 水産漁港部 漁業調整班 【電話 0225 (95) 1473】
石巻市あゆみ野五丁目 7 番地 石巻合同庁舎 4 階 南西側
- (3) 気仙沼地方振興事務所 水産漁港部 漁業調整班【電話 0226 (22) 6851】
気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 気仙沼合同庁舎 2 階

(事業担当：お問合せ)
 水産業振興課販路開拓支援班
 電話 022-211-2954